

告 示

埼玉県告示第五百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十月八日

埼玉県知事 大野元裕

一 意見の概要

- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
志木ニュータウン駅前総合ビル
- 埼玉県志木市館二丁目百二十四番一号
- ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 交通安全対策について

駐輪場に隣接する駅前広場（道路区域）の違法駐輪対策として、駐輪場の明確化及び警備員による巡回をお願いしたい。

二 縦覧期間

令和元年十月八日から令和元年十一月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南西部地域振興センター